

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月17日（平成27年（行個）諮問第45号），同年6月29日（同第108号）

答申日：平成29年2月10日（平成28年度（行個）答申第172号及び同第173号）

事件名：本人に係る外来診療録等の一部開示決定に関する件
本人に係る外来診療録等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書①ないし文書⑦に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした各決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，文書①の326枚目の不開示部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく各開示請求に対し，平成27年1月13日付け防人衛第379号及び同年2月20日付け防人衛第2221号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下，順に「原処分1」及び「原処分2」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 平成27年（行個）諮問第45号

上司，担当医師の意見を開示しても，私の精神状態に負担はかかりません。こじつけ不開示に他ならない。又，他の不開示に関しても都合の悪い事を隠しているのがバレている。開示請求している情報全てを開示せよ。都合の悪いことを隠すな！

イ 平成27年（行個）諮問第108号

私が私自身の情報を開示したのだから，防衛秘密以外は開示できるのが当然であるため。都合の悪いことをいんぺいするな。よって不開示は開示すべきであるため。

（2）意見書1及び2

異議申立人から，平成27年4月21日付け（同日收受）で平成27年（行個）諮問第45号に係る意見書1が，同年7月28日付け（同日

收受)で平成27年(行個)諮問第108号に係る意見書2が,それぞれ当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており,その内容は記載しない。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書(平成27年(行個)諮問第45号)

(1) 経緯

本件開示請求は,「特定自衛隊病院A 入院・外来 すべての診療科期間:初診時からすべて 特定年月日生 カルテ 紹介状など」を求めらるるものであり,これに該当する保有個人情報記録されている行政文書として,文書1,文書2及び文書3(以下,併せて「本件文書1」という。)を特定し,法18条1項の規定に基づき,平成27年1月13日付け防人衛第379号により,本件文書1の一部が法14条1号,2号及び7号二の不開示情報に該当することから,当該部分を不開示とする一部開示決定(原処分1)を行った。

本件異議申立ては,原処分1に対してされたものである。

(2) 法14条該当性について

原処分1において,不開示とした部分及び不開示とした理由は別紙2のとおりである。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は,上司及び担当医師等の意見を不開示としたことにつき,上司,担当医師の意見を開示しても,自らの精神状態に負担がかかることはなく,他の不開示部分に関しても,都合の悪いことを隠しているとして,原処分1の取消しを求めるが,本件文書1の法14条該当性を十分に検討した結果,その一部が別紙2のとおり同条1号,2号及び7号二に該当することから当該部分を不開示としたものであり,その他の部分については開示している。

以上のことから,異議申立人の主張には理由がなく,原処分を維持することが適当である。

2 理由説明書(平成27年(行個)諮問第108号)

(1) 経緯

本件開示請求は,「特定自衛隊病院B 入院・外来 すべての診療科期間:初診時からすべて カルテ 紹介状など 特定年月日生」を求めらるるものであり,これに該当する保有個人情報記録されている行政文書として,文書4ないし文書7(以下,併せて「本件文書2」という。)を特定し,法18条1項の規定に基づき平成27年2月20日付け防人衛第2221号により,文書4及び文書6については一部開示,文書5及び文書7については開示とする一部開示決定(原処分2)を行った。

本件異議申立ては,原処分2に対してされたものである。

(2) 法14条該当性について

原処分2において、本件文書2の一部を不開示とした理由は別紙3のとおりである。

(3) 異議申立人の主張について

原処分2に対し異議申立人は、「私が私自身の情報を開示（原文のまま）したのだから、防衛秘密以外は開示できるのが当然である」として、原処分2の取消しを求めるが、本件文書2の法14条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙3のとおり同条2号及び7号ニに該当することから当該部分を不開示としたものであり、異議申立人の主張は当たらない。

以上のことから、異議申立人の主張は理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

3 補充理由説明書（平成27年（行個）諮問第45号及び同第108号）

(1) 診療録の性質について

自衛隊における衛生の意義は、自衛隊の任務遂行のため、戦闘等により発生した傷病者を治療・後送するとともに、平素における隊員の健康を良好に維持して、人的戦闘力を維持・増進することであり、その中で自衛隊病院は、隊員に対する医療の提供、各種健康診断等の実施を主要な任務の一つとして活動している。

自衛隊病院は、組織的な健康管理を実施するため、受診した隊員の医療情報について、必要に応じ健康管理者である部隊等の長へ提供するとともに、部隊と連携を図り、隊員に対する診療等を実施している、また、休業等の診療指示区分を行ったとき、又はその他特に必要があると認めるときは、当該隊員の所属長に対しその旨を通知することとされている。

以上のような自衛隊衛生の意義及び自衛隊病院の性質から、医師等病院関係者は診療録に診療に関する事項のほか、患者の人事に関する事項、部隊等の長をはじめとする関係者から聴取した事項等についても記録する。

この点、本件文書1及び2を改めて確認したところ、診療に関する事項のほか、患者の人事に関する事項及び関係者から聴取した事項等について記録されていた。

(2) 平成27年（行個）諮問第45号における法14条該当性について

本諮問事件に関する理由説明書では、文書1の24、69、70、77、78、88、92、97、98、104、136及び149枚目のそれぞれ一部を不開示とした理由につき、「上司、担当医師等の意見であり、これを開示することにより、開示請求者の精神状態に負担がかかり、健康を害するおそれがあることから、法14条1号に該当するとともに、開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを開示すること

により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから、同条2号に該当するため不開示とした。」、同106、107、109及び114から118枚目までのそれぞれ一部を不開示とした理由につき、「上司、担当医師等の意見であり、これを開示することにより、開示請求者の精神状態に負担がかかり、健康を害するおそれがあることから法14条1号に該当するため、不開示とした。」、同119、126、135、140、146、151、158から161枚目までのそれぞれ一部を不開示とした理由につき、「上司、担当医師等の意見であり、これを開示することにより、開示請求者の精神状態に負担がかかり、健康を害するおそれがあることから法14条1号に該当するとともに、人事管理に関する情報であり、これを開示することにより、人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条7号二に該当するため不開示とした。」、同224、225、263から270まで、272から275まで、279から281まで、283、284及び286から296枚目までのそれぞれ一部を不開示とした理由につき、「人事管理に関する情報であり、これを開示することにより、人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法14条7号二に該当するため不開示とした。」と説明したが、以下の理由をそれぞれ追加する。

「自衛隊衛生の意義及び自衛隊病院の性質から、病院関係者は診療録に診療に関する事項のほか、患者の人事に関する事項、部隊等の長を始めとする関係者から聴取した事項等についても記録し、病院関係者間で適切な情報共有を図っている。そのため、これを公にすることにより、今後、同種の診療を行う際に部隊等の長をはじめとする関係者からの協力が得られなくなり、上記聴取等が困難となるほか、病院関係者において上記の各事項を診療録に記録することをちゅうちょするなどし、今後の病院事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。」

(3) 平成27年(行個)諮問第108号における法14条該当性について

本諮問事件に関する理由説明書では、文書4の9枚目の一部並びに文書6の445、447、452及び453枚目のそれぞれ一部を不開示とした理由につき、「開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを開示することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから、法14条2号に該当するとともに、人事管理に関する情報であり、これを開示することにより、人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条7号二に該当するため不開示とした。」と説明し、また、文書4の10枚目及び73枚目のそれぞれ一部、74枚目及び75枚目の全部並びに文書6の421、46

3～469, 476及び509枚目のそれぞれ一部を不開示とした理由につき、「開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを開示することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから、法14条2号に該当するため不開示とした。」と説明したが、以下の理由をそれぞれ追加する。

「自衛隊衛生の意義及び自衛隊病院の性質から、病院関係者は診療録に診療に関する事項のほか、患者の人事に関する事項、部隊等の長を始めとする関係者から聴取した事項等についても記録し、病院関係者間で適切な情報共有を図っている。そのため、これを公にすることにより、今後、同種の診療を行う際に部隊等の長をはじめとする関係者からの協力が得られなくなり、上記聴取等が困難となるほか、病院関係者において上記の各事項を診療録に記録することをちゅうちょするなどし、今後の病院事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。」

(4) 新たに開示とする部分

平成27年(行個)諮問第45号の155枚目及び156枚目、239枚目から244枚目まで、246枚目から254枚目まで、301枚目並びに308枚目及び309枚目の不開示部分については、本件文書1中又は平成27年(行個)諮問第108号において開示していることから、開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合の上、調査審議を行った。

- ① 平成27年3月17日 諮問の受理(平成27年(行個)諮問第45号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
- ③ 同年4月9日 審議(同上)
- ④ 同月21日 異議申立人から意見書1を收受(同上)
- ⑤ 同年6月29日 諮問の受理(平成27年(行個)諮問第108号)
- ⑥ 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
- ⑦ 同年7月22日 審議(同上)
- ⑧ 同月28日 異議申立人から意見書2を收受(同上)
- ⑨ 平成28年8月8日 本件対象保有個人情報の見分及び審議(平成27年(行個)諮問第45号及び同第108号)
- ⑩ 平成29年1月17日 諮問庁から補充理由説明書を收受(同上)

- ⑪ 同月 25 日 審議（同上）
⑫ 同年 2 月 8 日 平成 27 年（行個）諮問第 45 号及び同
第 108 号の併合並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報等について

本件対象保有個人情報は、別紙 1 に掲げる診療録等（本件文書 1 及び 2）に記録された保有個人情報であり、処分庁は、このうち別紙 2 及び 3 に掲げる部分を法 14 条 1 号、2 号及び 7 号ニに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、異議申立人は、本件対象保有個人情報のうち原処分で不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、補充理由説明書により、上記不開示部分の一部を開示するとする一方、その余の部分のうち別紙 2 の番号 5 を除く部分について、公にすることにより今後の病院事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 14 条 7 号柱書きにも該当するとして、不開示情報に該当する理由を追加している。

そこで、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）別紙 2 の番号 5 以外の不開示維持部分について

ア 当審査会において見分したところ、当該不開示維持部分は、①特定自衛隊病院 A 及び B の病院関係者が部隊等の関係者から異議申立人の状況、人事等についての意見を聴取した結果、②当該病院関係者の異議申立人の診療等に関する意見及び③当該病院関係者等で協議した異議申立人への対応方針等をそれぞれ記載した部分並びに④部隊の関係者が異議申立人の部隊における状況に関して作成した資料であることが認められる。

イ 自衛隊病院において作成される診療録について、諮問庁は、自衛隊病院の性質等から、診療に関する事項のほか、患者の人事に関する事項及び部隊等の長を始めとする関係者から聴取した事項等についても記録し、病院関係者間で適切な情報共有を図るものであることから、当該不開示維持部分を開示すると、今後の同種の診療を行う際に、部隊等の長を始めとする関係者からの協力が得られなくなるほか、病院関係者が上記各事項を診療録に記録することをちゅうちょするなどし、今後の病院事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明するところ、自衛隊病院の性質等及び本件不開示維持部分の内容に照らすと、この説明は不自然、不合理とはいえない。

したがって、当該不開示維持部分については、これを公にすること

により、今後の自衛隊病院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、法14条7号柱書きに該当し、同条1号、2号及び7号二について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別紙2の番号5の不開示維持部分について

ア 当審査会において見分したところ、当該不開示維持部分は、特定自衛隊病院Aの関係者が異議申立人との電話対応について作成したメモに記載された、当該対応を行った特定個人の名字並びに製薬会社が特定自衛隊病院Aの医師宛てに送付した文書に記載されている当該製薬会社担当者の氏名及び携帯電話番号であることが認められる。

イ 当該不開示維持部分のうち、上記製薬会社担当者の氏名等は、法14条2号本文前段の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められず、また、これは個人識別部分であるから、法15条2項による部分開示の余地はない。

ウ しかしながら、上記特定個人の上記病院における職種等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該特定個人は、特定自衛隊病院Aに勤務する防衛省の職員である看護師であり、また、当該特定個人は、上記メモに記載された上記異議申立人への電話対応が行われた時刻において、勤務中であつたと考えられるとのことであつた。

そうすると、上記特定個人の名字（文書①の326枚目の不開示部分）は、法14条2号本文前段の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、公務員の職務遂行に係る情報であり、職務の遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名の公表について定めた「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）が適用されるものと認められるから、同号ただし書イに該当するため、開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条1号、2号及び7号二に該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁が同条1号、2号並びに7号柱書き及び二に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、文書①の326枚目の不開示部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条1

号及び7号ニについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、文書①の326枚目の不開示部分は、同条2号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1（本件文書）

- 1 原処分 1 において特定された文書（本件文書 1）
 - 文書① 外来診療録（医科）
 - 文書② 外来診療録（歯科）
 - 文書③ レントゲン写真（歯科）

- 2 原処分 2 において特定された文書（本件文書 2）
 - 文書④ 外来診療録
 - 文書⑤ 入院診療録
 - 文書⑥ 診療録（電子）
 - 文書⑦ 画像データ

別紙 2（平成 27 年（行個）諮問第 45 号関連）

番号	行政文書の名称	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書① （外来診療録 （医科））	24, 69, 70, 77, 78, 88, 92, 97, 98, 104, 136及び 149枚目のそれぞ れの一部	上司, 担当医師等の意見であり, これを開示することにより, 開示請求者の精神状態に負担がかかり, 健康を害するおそれがあることから, 法14条1号に該当するとともに, 開示請求者以外の個人に関する情報であり, これを開示することにより, 開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから, 同条2号に該当するため不開示とした。
2	文書① （外来診療録 （医科））	106, 107, 1 09, 114から1 18まで, 155及 び156枚目のそれ ぞれの一部	上司, 担当医師等の意見であり, これを開示することにより, 開示請求者の精神状態に負担がかかり, 健康を害するおそれがあることから, 法14条1号に該当するため不開示とした。
3	文書① （外来診療録 （医科））	119, 126, 1 35, 140, 14 6, 151及び15 8から161枚目ま でのそれぞれの一部	上司, 担当医師等の意見であり, これを開示することにより, 開示請求者の精神状態に負担がかかり, 健康を害するおそれがあることから, 法14条1号に該当するとともに, 人事管理に関する情報であり, これを開示することにより, 人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 同条7号二に該当するため不開示とした。
4	文書① （外来診療録 （医科））	224, 225, 2 39から244ま で, 246から25 4まで, 263から 270まで, 272 から275まで, 2 79から281ま	人事管理に関する情報であり, これを開示することにより, 人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法14条7号二に該当するため不開示とした。

		で、283, 284, 286から296まで、301, 308及び309枚目のそれぞれの一部	
5	文書① (外来診療録 (医科))	326及び333枚目のそれぞれの一部	開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを開示することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから、法14条2号に該当するため不開示とした。

別紙 3（平成 27 年（行個）諮問第 108 号関連）

番号	行政文書の名称	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書④ （外来診療録）	9 枚目の一部	開示請求者以外の個人に関する情報であり，これを開示することにより，開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから，法 14 条 2 号に該当するとともに，人事管理に関する情報であり，これを開示することにより，人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，同条 7 号二に該当するため不開示とした。
2	文書④ （外来診療録）	10 枚目及び 73 枚目のそれぞれの一部並びに 74 枚目及び 75 枚目の全部	開示請求者以外の個人に関する情報であり，これを開示することにより，開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから，法 14 条 2 号に該当するため不開示とした。
3	文書⑥ （診療録（電子））	421，463～469，476 及び 509 枚目のそれぞれの一部	開示請求者以外の個人に関する情報であり，これを開示することにより，開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから，法 14 条 2 号に該当するため不開示とした。
4	文書⑥ （診療録（電子））	445，447，452 及び 453 枚目のそれぞれの一部	開示請求者以外の個人に関する情報であり，これを開示することにより，開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから，法 14 条 2 号に該当するとともに，人事管理に関する情報であり，これを開示することにより，人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，同条 7 号二に該当するため不開示とした。